

2010年 7月28日

川勝平太静岡県知事 様

天城三筋山風力発電を考える町民の会
伊豆山並み景観研究会
風車問題を考える住民の会
伊豆半島くらしと環境を守る連絡会

天城三筋山風力発電計画についてのお願い

川勝平太県知事におかれましては、公務多忙中にもかかわらず本年6月15日、私たちの代表との直接の話し合いに応じてくださりましてありがとうございました。当日、東京電力他が進めている天城三筋山風力発電計画の中止を求める8,300筆を超える署名を提出させていただきました。その後もこの中止を求める署名は幅広い人々に支持され現在も私たちの手元に多数寄せられています。

また、本年6月11日には河津町主催の全町民を対象とした初めての風力発電に関する説明会が開かれ、多数の町民が参加しました。これまでの町当局や町議会が風力発電の誘致を進めてきた経過にもかかわらず、参加した住民から寄せられた大多数の意見は「災害の危険」「水源の枯渇」「自然や景観の破壊」「健康被害」など風力発電に対する不安や危惧が出されました。こうした状況から東京電力他が進めている天城三筋山での風力発電建設については住民合意を欠いた計画を推進していることは明らかです。重ねて、知事権限である水源涵養保安林の解除、及び三筋山遊歩道上での風車建設に許可を与えないよう強くお願いいたします。

なお、下記の点についてご検討くださるようお願いいたします。

1. 東京電力他が進めている天城三筋山での風力発電計画は72万平方メートルにも及ぶ巨大な森林や草原の破壊を伴うものであり、到底エコ事業として認められるものではありません。したがって、地球温暖化対策のための公益事業には該当しないものであり、事業仕訳を要請します。

2. 風車建設予定地は天城火山群の南端に位置し、溶岩流や火山灰土等によって形成された山地であり、昭和53年の大島近海地震によって建設予定地直近の見高入谷において大規模な深層崩壊ともいえる山崩れが発生し、7名もの尊い人命が失われました。この地域における大規模な風車建設による森林の伐採、切土、盛土などの形質変更によって局地的な集中豪雨、東海地震、相模湾を震源とする大地震などが予想される中で、森林の表層崩壊や

深層崩壊の危険性が危惧されております。この点に対する十分な調査・検討がなされているのかお伺いします。

3. 東京電力が県に許可申請を出している水源涵養保安林は、河津町佐ヶ野川の源流ともいべき多数の湧水があります。飲料水や農業用水への影響はないというお話ですが、科学的なデータを示していただきたいと思ひます。なお、付け加えますが県が事業者¹⁹⁴に指摘した水道水源に関する同意については、地元住民には全く説明されておひません。

4. 風力発電による低周波や騒音などによる健康被害は今や新たな公害病ともいえる状況で全国的にひろまっています。とりわけ東伊豆町熱川では被害住民が国の機関での調停の申し立てを行ひ業者と係争中です。本年4月出力2,000キロワットの風車17基が本格稼働した南伊豆町では、早くも、5月には地元自治会から深刻な健康被害が発生し、町当局を通じて業者に夜間運転の中止を要請する文書が提出されておひます。こうした状況から見高入谷地区及び上佐ヶ野地区において低周波等による健康被害が想定されます。この対策がどうなっているのかお伺いします。

5. 東京電力他が進めている風力発電計画は公共の施設である三筋山遊歩道上に多数設置される計画となっています。一企業の事業進展のために公共の施設を廃止させるようなことがあつてはなりません。

事業者らは遊歩道の付け替えなどによって問題をすり替えようとしておひます。公共の施設である三筋山遊歩道を廃止など絶対しないように要請します。なお、風車直下における低周波、騒音、振動などについてのデータの開示をお願ひいたします。

6. 当初、見高土地改良区内に予定されていた残土処理計画が、突然土地改良区内での圃場整備事業に変更されました。見高土地改良区は40年以上前に県の指導で設立され、多額の公費をもって農地を造成しました。その後の農業事情の変化などから今日までほとんど作付けなどは行われず放置されたままでした。土地改良区の実質地権者は200人余に上りますが、新たな東京電力の残土を使つての圃場整備事業を進めるといふ合意が形成されているとは思へません。賀茂農林事務所などの助言を受けて残土による(圃場整備事業計画)が進められた経緯もあひます。40年余も放置されていた土地改良区でさらなる圃場整備を行うといふものですが、誰が耕作者であるのかまた、その事業費は誰が負担するのか明らかにしていただきたいと思ひます。

東京電力等の風車建設による残土量は20万立方メートルに及ぶといわれています。このような残土埋め立てによる圃場整備事業によって、万一の災害が発生した場合、誰が責任をとるのか明確にしたいと思ひます。私たちはすでに東京電力等の残土による圃場整備事業は農地法の適用を免れる脱法行為だと指摘しておひます。県当局において東京電

2.3の委託書の付

力等事業者と見高土地改良区との協議及び話し合いの全容を解明されるようお願いいたします。

7. さしあたって以上の諸点が明らかにされない限り、保安林解除に関する森林審議会への諮問をしないよう要請いたします。